

自民党
jimin.jp

より良い教科書を 子供たちに 届けるために

今年8月までに、来年度から中学校で使用される教科書が
各自治体等で採択されます。

安倍内閣の教育再生の成果として
教科書は大きく変わりました。

しかし、記述には未だバラツキがあります。

次世代を担う子供たちにより良い教科書を届けるため、
都道府県議会、市町村議会での
しっかりとした検証をお願い致します。

日本、そして地域の未来は
子供たちが拓いていくのです。

自民党

◆はじめに

本年の中学校の教科書採択の時期が迫って来ました。

教科書採択にあたっては、平成18年に約60年ぶりに改正された教育基本法の理念が、各教科書でどのように具体化されているかが、最も重要な判断基準となります。

まず、改正教育基本法の理念を再確認すると、第1条で、「教育の目的」として「人格の完成」や「国家・社会の形成者として心身ともに健康な国民の育成」を規定し、この教育の目的を実現するために、第2条で、今日重要と考えられる5つの「教育の目標」を、新たに規定しています。

学校教育は、「教育の目的」のもと、次代のわが国を担う国民を育てるという「教育の目標」を達成するため、総合的に「知徳体の調和のとれた子供」を育成するために行われるものです。だからこそ、学校教育、特に義務教育においては、道徳や公共の精神、規範意識、国や郷土を愛する心などを育むことが重要なのです。

しかし、改正教育基本法のもとでも、前回（平成23年）のパンフレットで取り上げたように、偏向した記述の教科書が多く存在したことから、わが党は平成24年の総選挙の公約で「教科書検定基準の抜本的な改善」を掲げ、政権奪還後の平成26年1月に教科書検定基準を改正しました。

今回、採択される中学校の社会科の教科書は、改正後の検定基準が初めて適用されたものであり、前回の採択時と比べると、全体的に記述の大幅な改善や内容の充実がみられます。

そこで今回は、さらに「質の高い教科書」を採択するための参考資料となるよう、前半（第1部）では、前回のパンフレットで取り上げた「国旗・国歌」、「領土」、「自衛隊」、「拉致問題」、「外国人参政権」、「人名・地名などの『現地読み』」について、今回の教科書でどのように変化したかを検証します。

そのうえで、後半（第2部）では、新たな視点として、安倍政権で憲法改正についての議論が深まった事などを受けて、「国号『日本』の成り立ちや意味」や「日本国憲法制定の経緯」、「憲法改正」など、わが国の根幹にかかわる項目での教科書の記述を比較・検証します。

上記のように、今回の教科書は記述の大幅な改善や内容の充実があり、残念ながら紙数の関係上、今回のパンフレットで取り上げた課題点の一部に過ぎません。例えば、『中学校学習指導要領』では「神話・伝承などの学習を通して、当時の人々の信仰やものの見方などに気付かせるよう留意すること。」（社会（歴史的分野））となっていますので、神話に関する記述を比較することも重要です。また、近現代の課題点が多くなっていますが、それ以外の時代の検証も必要です。

さらには、執筆者の思想などは、教科書全体の記述や取り上げている項目、構成などから浮かび上がって来るものです。

このパンフレットをきっかけとして、ぜひ皆様に実際の教科書をご覧頂き、子供たちのために「質の高い教科書」が採択されるよう、積極的な取り組みをお願いいたします。

教育基本法

(教育の目的)

第一条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

(教育の目標)

第二条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

教科書検定基準の改正点

- (1) 未確定な時事的事象について断定的に記述していたり、特定の事柄を強調し過ぎていたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げていたりするところはないこと。
- (2) 近現代の歴史的事象のうち、通説的な見解がない数字などの事項について記述する場合には、通説的な見解がないことが明示されているとともに、児童又は生徒が誤解するおそれのある表現がないこと。
- (3) 閣議決定その他の方法により示された政府の統一的な見解又は最高裁判所の判例が存在する場合には、それらに基づいた記述がされていること。

教科書採択の仕組みと本年のスケジュール

教科書の採択は、公立学校では都道府県・市町村の教育委員会が、国立・私立学校では校長が行います。小・中学校の教科書については、都道府県教育委員会が市町村教育委員会の意見を聞いて「採択地区(市町村単位)」を設定し、採択地区内では同一の教科書を採択します。都道府県教育委員会は、教科用図書選定審議会の諮問・答申に基づき、市町村教育委員会に対し、必要な指導・助言・援助を行います。

採択地区が複数の市町村から構成される場合は、市町村の教育委員会は、協議して種目ごとに同一の教科用図書を採択することとなっており、そのために「採択地区協議会」が設置されます。

<本年の教科書採択のスケジュール>

- | | |
|--------|--|
| 4月～5月 | 各教科書会社(発行者)から見本本の送付 |
| 5月～6月頃 | 都道府県教育委員会における調査研究・選定資料の作成
※都道府県教育委員会において4月～8月の間、教科用図書選定審議会を設置 |
| 6月～7月 | 教科書展示会
(平成27年度法定展示期間6/19～7/2) |
| 5月～8月頃 | 採択地区等における調査研究・採択決定 |
| 8月31日 | 中学校使用教科書についての採択期限 |

(注1) 教科書からの引用は、「見本本」(自由社の「公民」は供給本)によります。

なお、振り仮名は省略しました。

(注2) 特に断りのない場合は本文からの引用であり、側注などからの引用の際は、その旨を記しました。

(注3) 教科書会社名の後に括弧書きで、教科書の種類(地理、歴史、公民)及び当該教科書における記載ページを記しました。

(注4) 教科書会社の並びは、五十音順としました。

中学校用教科書の内容を検証する（第1部）

それでは、今夏に採択される中学校用教科書の内容の検証に入ります。まず、第1部では前回のパンフレットで取り上げた各項目について、今回の教科書でどのように変化したかを検証します。

◆国旗・国歌

「国旗・国歌」について、『中学校学習指導要領』では、「『国家間の相互の主権の尊重と協力』との関連で、国旗及び国歌の意義並びにそれらを相互に尊重することが国際的な儀礼であることを理解させ、それらを尊重する態度を育てるよう配慮すること。」（社会（公民的分野））、「入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする。」（特別活動）とされています。

「国旗・国歌」については、主として「公民」の教科書で取り上げられています。「国旗・国歌が国のシンボル」であり、「国旗・国歌を相互に尊重することが国際的な儀礼」であること、「日本では法律で日章旗を国旗、君が代を国歌としている」ことについては、各教科書で記述されており、内容に大幅な違いはありません。

「国旗・国歌の意義」に関する記述については、以下の通り、各教科書で多少の相違がみられます。

育鵬社（公民、181頁）

国旗と国歌はその国を象徴するもので、それぞれの国の歴史や国民の理想がこめられています。過去に外国の植民地だった国にとっては、独立を果たし独自の国旗・国歌をもったことが主権国家の証にもなります。

教育出版（公民、182頁）

植民地などが独立をはたして主権国家となり、独自の国旗を掲げることは、自らのことは自分で決定するという民族自決への思いや誇りを表現することにもなります。国旗や国歌には、それぞれの国の歴史や国民の思いが込められています。

清水書院（公民、163頁）

独立国はそれぞれ、そこに住む人びとに一体性をもたせるために、さまざまな儀式をおこなったり象徴を用いたりしている。国旗や国歌もそのようなはたらきをもっている。

自由社（公民、146頁）

国旗と国歌は、その国の「建国の由来、国家の目標、宗教、伝統・文化、性格、国民の願い」などを表すとともに、あらゆる場面で国の「独立・主権の存在」を示しているからである。

帝国書院（公民、181頁）

世界の国々の国旗や国歌は、自分たちの国の独立の歴史や国王をたたえるものなどさまざまです。

東京書籍（公民、171頁）

主権国家は、国家の象徴として、国旗と国歌を持っています。各国の国旗や国歌にはその国の歴史や文化が反映されています。

日本文教出版

（地理、6頁。なお、「すべての国の主権を平等に尊重し合うこと」、「国旗・国歌を相互に尊重することが国際的な儀礼」であることについては、公民（178頁）で記述しています）

国旗の色、形、図柄（シンボルやデザイン）には、国の歴史や人々の思いがこめられていて、象徴として尊重され、たいせつにあつかわれています。

なお、育鵬社（公民、181頁）は「国歌『君が代』の意味」や「国際社会で通用する国旗・国歌への敬意の表し方」について、自由社は「国旗と国歌を考えてみよう」という特集ページ（公民、146・147頁）で、「『日章旗』の意味」や「『君が代』の意味」、「国旗掲揚の国際儀礼」などについて、詳しく記述しています。

また、「公民」以外の教科書では、帝国書院が「歴史」（191頁）で「日の丸」と「君が代」が外国との国際関係において求められたことについて、日本文教出版が「地理」（6頁。上掲）で国旗の意義について、それぞれ記述しています。

◆領土

「領土」について、『中学校学習指導要領』では、
「『領域の特色と変化』については、我が国の海洋国家としての特色を取り上げるとともに、北方領土が我が国の固有の領土であることなど、我が国の領域をめぐる問題にも着目させるようにすること。」（社会（地理的分野））

「『富国強兵・殖産興業政策』については、この政策の下に新政府が行った（中略）領土の画定などを取り扱うようにすること。」（社会（歴史的分野））

「『世界平和の実現』については、領土（領海、領空を含む）、国家主権、主権の相互尊重、国際連合の働きなど基本的な事項を踏まえて理解させるように留意すること。」（社会（公民的分野））とされています。

前回の採択時には、わが国の立場と異なるような記述がある教科書が存在しましたが、今回は一部を除いて、大幅な改善と記述の充実がみられます。「北方領土」「竹島」「尖閣諸島」については、全ての「地理」「歴史」「公民」の教科書で記述されています。

以下に、各教科書の特徴を具体的に紹介します。

北方領土

「北方領土がわが国の固有の領土であること」や「ソ連・ロシアに不法に占拠されていること」については、清水書院と新規参入した学び舎を除く全ての教科書が、経緯なども含めて教科書の本文などで詳しく記述しています。

清水書院と学び舎は、北方領土がわが国の固有の領土であることを、側注（清水書院、歴史、255頁。学び舎、歴史、267頁）で短く記述するに留めています。ソ連・ロシアの不法占拠についても、清水書院は「ソ連が日ソ中立条約を破棄して日本に宣戦布告し、中国東北部・朝鮮北部・千島・樺太南部に侵攻した。」（歴史、243頁）、「ソ連が占拠した千島列島」（公民、163頁、側注）、学び舎は「日ソ中立条約を破棄して対日参戦を声明し、中国東北部（満州）などに攻め入りました。」（歴史、252頁）と記述していますが、両社ともソ連・ロシアの行為を不法とは記述していません。

教科書の地図で、南樺太及び千島列島は、通常は日本でもロシアでもない以下のような表記がなされています。

・① 樺太上の北緯50度線、② 北海道（宗谷岬）と樺太の間、③ カムチャッカ半島と千島列島のシュムシュ島の間、④ 日本固有の領土（択捉島）と千島列島のウルップ島の間、の4か所に線（国境線とは異なる）が引かれている。

・白抜きなど、わが国及びロシアのいずれの色とも異なる色になっている。

これは、サンフランシスコ平和条約上、南樺太及び千島列島（北方四島は、サンフランシスコ平和条約で日本がすべての権利、権原及び請求権を放棄した千島列島には含まれません）の最終的な帰属が未定であることによります（以上の記述は、外務省の「北方領土に関するQ&A（関連質問）」を参考にしました）。多くの教科書では、この事実を紹介することなく地図表記がされていますので、子供たちがどうしてそうなっているのか理解できないことが多いと思われます。

この件について、帝国書院では「地理」（126・127頁）及び「歴史」（246・247頁）の双方において、北方領土周辺の国境の移り変わりを時代に応じて4枚の地図で示すとともに、帰属未定の部分があることを明記しています。教育出版では「地理」（130頁）で、「2本の国境線の間に

ある白で示された島々は帰属が未定の地域を示しています。」と記述しています。

育鵬社は「領土を取り戻す、守るということ」という特集ページ（公民、178・179頁）を設けて、「北方領土問題は国と国の問題であるとともに、故郷を奪われた人たちの人権問題でもあります。」として、元島民の立場に寄り添った問題提起を行っています。また、育鵬社は表紙裏の口絵（「私たちを取り巻く課題」）で、「北方領土の日」「竹島の日」「尖閣諸島開拓の日」について記述しています。

竹 島

「竹島がわが国の固有の領土であること」については学び舎を除く全ての教科書が記述し、「韓国に不法に占拠されていること」、「わが国が国際司法裁判所で取り上げるように提案しているが韓国が拒否していること」については、清水書院と学び舎を除く全ての教科書が、経緯なども含めて教科書の本文などで詳しく記述しています。

清水書院は側注（公民、163頁）で「領有権を主張する韓国が島を占拠している。日本は国際法にのっとり、平和的な解決を求めている。」と記述していますが、韓国の行為を不法とは記述していません。

学び舎は本文（歴史、199頁）で「日本は、韓国の外交権を奪って、保護国としました。」と記述し、関連して側注で「日本政府は、1905年1月、竹島を日本の領土（島根県）として編入することを、閣議で決定した。」とのみ記述しています。

尖閣諸島

「尖閣諸島がわが国固有の領土であること」や「周辺海域に石油が埋蔵されている可能性が指摘された1970年代になって中国などが領有権を主張するようになり、中国船が不法に侵入して来るようになったこと」、「尖閣諸島はわが国が有効に支配しており、領有権の問題は存在しないこと」（「有効支配」あるいは「領有権の問題なし」の片方のみ記述の場合を含みます）については、清水書院と学び舎を除く全ての教科書が、経緯なども含めて教科書の本文で詳しく記述しています。

清水書院は側注（公民、163頁）で「他国の領有の跡がないことを確認のうえ、1895年、正式に日本の領土に編入し南西諸島の一部となったが、1970年代ごろから中国が領有権を主張するようになった。」と記述するに留まっています。

学び舎は本文（歴史、195頁）の「下関条約と台湾の征服」という項目に関連して、側注で「日本政府は、1895年1月、尖閣諸島を日本の領土（沖縄県）として編入することを、閣議で決定した。」とのみ記述しています。

上記に加えて、「尖閣諸島が国際社会からもわが国の領土として認められていること」については、帝国書院（歴史、247頁）、東京書籍（地理、133頁。歴史、253頁）が記述しています。また、「平成24年（2012年）に尖閣諸島を国有化したこと」については、教育出版（地理、131頁）が記述しています。

日本文教出版（地理、119頁）では「日本の領域をめぐる問題をつかむ」として、「北方領土」と「竹島」に続いて「領土問題の解決に向けて」としてまとめた後に、項目を分けて「尖閣諸島をとりまく問題」について記述しており、尖閣諸島に領有権の問題は存在しないというわが国の立場を明確に踏まえた構成となっています（多くの他社は、「領土をめぐる問題」などとして一括して記述しています）。

領土の確定

明治政府による領土の確定については、多くの教科書が以下の通り、領土を確定する目的や時代的な背景などを記述しています。

育鵬社（歴史、172頁）

新政府にとって最初の外交課題は、近隣の国々と国境を取り決め、正式な国交を結ぶことでした。

清水書院（歴史、178頁）

近代以前の世界では、こんにちのような明確な国境はなく、ある地域の人びとが複数の支配者と関係をもつこともめずらしくなかった。しかし欧米の近代国家は支配する領域を明確にし、だれがその国民であるかをはっきりさせていった。アジアやアフリカでも、19世紀以降の欧米諸国との接触のなかで、国境が画定されたり、植民地へ組み入れられたりして、そこに住む人びとがどの国に属するのかが決められていった。

こうした時期に成立した明治政府は、国際法にしたがい、国境と自国に属する国民を明確にした。

自由社（歴史、172頁）

明治維新をなしとげた日本は、近代国民国家の建設をめざした。近代国家が成り立つ要件は、明確な国境線をもつ領土、国民、国民を統治する政府の3つである。国境があいまいなままだと、政府は国民の生命や財産を保障したり、国民としての平等な権利をあたえる範囲を決めることができない。

帝国書院（歴史、167頁）

近代の国家は、国境と領土を定め、そこに住む人々を「国民」としました。このため新政府は、それまであいまいだった国境を定めることに努めました。

東京書籍（歴史、168頁）

アジアの伝統的な国際関係では、国境線はあいまいでした。それに対して、欧米の近代的な国際関係では、国境線ははっきりと引かれていました。アジア諸国の中でいち早く近代的な国際関係にならおうとした日本にとって、国境線を定め、領土を確定することは重要な課題でした。

※これに関連して、「日清戦争での清の敗北によって、古代から続いていた中国を中心とするアジアの伝統的な国際関係はくずれました。朝鮮は清からの独立を宣言し、1897年に国名を大韓帝国（韓国）に改めました。」（歴史、177頁）と記述しています。

日本文教出版（歴史、176頁）

欧米のような近代国家をつくることをめざしていた政府は、国の範囲を決めるために、国境の画定にも乗り出しました。

教育出版社は、側注で「政府が、領土の画定を急いだわけを話し合おう。」（歴史、165頁）との問題提起を行っています。学び舎は、領土画定の事実のみを記述しています（歴史、188・189・195・199頁）。

◆自衛隊

『中学校学習指導要領』では、「日本国憲法の平和主義について理解を深め、我が国の安全と防衛及び国際貢献について考えさせるとともに、核兵器などの脅威に着目させ、戦争を防止し、世界平和を確立するための熱意と協力の態度を育てる。」（社会（公民的分野））とあります。

自衛隊については、全ての「公民」「歴史」の教科書で記述されており、さらに、今回はすべての「地理」の教科書で災害復旧等に対応する自衛隊の様子を記述しています。

自衛隊と憲法第9条の関係

自衛隊と憲法第9条の関係については、多少のニュアンスの違いはありますが、全ての教科書が「政府は自衛のための必要最小限の実力を持つことは憲法上許されると解釈していること」を明記したうえで、自衛隊は憲法第9条に反するのではないかなど様々な議論があることを記述しています。なお今回、以下の2社については、自衛隊を違憲とする考え方について、前回に比べてやや抑制的な記述に改められています。

帝国書院

（引用部分の下線は記述の比較のために党で引いたものです。以下同）

（前回）

自衛隊は、日本の安全を保つことを任務として発足し、冷戦の時代を通して、その人員や装備を増強してきました。しかし、戦争の放棄と戦力の不保持、交戦権の否認を定めた憲法第9条、そして平和主義に反するのではないかという議論は、冷戦終結後の今日も続いています。政府は、自衛隊は自衛のための必要最小限の実力組織にすぎないから戦力にあたらないし、戦争放棄といっても自衛権を放棄したわけではないので違憲ではない、としています。

（今回）（公民、41頁）

自衛隊は、1950（昭和25）年の朝鮮戦争をきっかけに連合国軍総司令部（GHQ）の指示でつくられた警察予備隊を前身として、日本の安全を保つことを任務として発足し、冷戦時代を通じて人員や装備を増強してきました。自衛隊が憲法第9条や平和主義に反するのではないかという議論もありますが、政府は、自衛のための必要最小限の実力組織にすぎない自衛隊は戦力にあらず、戦争放棄といっても自衛権まで放棄したわけではないので憲法違反ではない、としています。

東京書籍

（前回）

自衛隊が憲法に違反していない理由として、政府は、主権国家には自衛権があり、憲法は「自衛のための必要最小限度の実力」を持つことは禁止していないと説明しています。しかし、平和と安全を守るためであっても、武器を持たないというのが日本国憲法の立場ではなかったのかという意見もあります。

（今回）（公民、42頁）

日本は国を防衛するために自衛権を持っています。自衛隊と憲法第9条の関係について、政府は、主権国家には自衛権があり、憲法は「自衛のための必要最小限度の実力」を持つ

ことは禁止していないと説明しています。一方で、自衛隊は憲法第9条の考え方に反しているのではないかという意見もあります。

(前回)

自衛隊は、日本の防衛という本来の任務に加えてさまざまな活動を行っています(PKO等を例示)。一方で、このような自衛隊の任務の拡大は、世界平和と軍縮を率先してうたえるべき日本の立場にふさわしくないという声もあります。

(今回) (公民、43頁)

自衛隊は近年、日本の防衛だけでなく、国際貢献としてさまざまな活動を行っています(PKO等を例示)。このような自衛隊の海外派遣については慎重な意見もあります。

自衛隊と憲法第9条の関係について、自由社と清水書院は、以下の通り憲法改正などに関連する議論があることを記述しています。

自由社 (公民、73・75頁)

しかし、世界的にも有数の実力を備えた自衛隊を「戦力に至らない」とする政府の憲法解釈には批判も多くあります。また、自衛隊は憲法違反であるから解散すべきだという主張もあります。しかし逆に、憲法改正を行って自衛権の保有を明確にするとともに、自衛隊をわが国の軍隊として位置づけるべきだという主張もあります。(73頁)

このような現状に対して、自衛隊が確実にわが国の主権を守り、国際平和維持に効果的に貢献するためには、自衛隊の法的地位を改めるべきだという議論がある。(75頁)

清水書院 (公民、94頁)

これに対して、自衛隊は憲法に違反するという学説や判例があり、また自衛隊の縮小をとねる意見もある。そのほかにも、憲法第9条を改正しようとする主張も根強く、さまざまな議論が続いている。

文民統制 (シビリアンコントロール)

自衛隊が文民統制(シビリアンコントロール)のもとにあることは、育鵬社、日本文教出版、教育出版が記述しています。

育鵬社 (公民、57頁、側注)

憲法では自衛隊に命令を出す首相や防衛大臣は文官(職業軍人でない者)でなくてはならないと規定されています。また自衛隊の定数や組織、予算は国会で決定されることになっています。

教育出版 (公民、67頁)

現在、自衛隊の最高指揮権は文民(職業軍人でない人)である内閣総理大臣がもつこととされていて、自衛隊を統括する防衛大臣も文民がにいます。こうした原則は、文民統制(シビリアン・コントロール)とよばれていて、かつてのように、軍部の独走で戦争が起きないように、自衛隊は、国会と政府の民主的な統制の下におかれているのです。(本文)

例えば、自衛隊の活動やそれにかかる予算は、国会で決定されています。(側注)

日本文教出版 (公民、69頁、側注)

文民とは現役の軍人ではない人のことです。(1)内閣総理大臣や国務大臣が「文民」であること、(2)国会が自衛隊の組織や行動を法律や予算で決定すること。

自衛隊の活動に対する評価

東日本大震災といった自然災害などの際に、国民の生命や財産を守る災害派遣も自衛隊の重要な任務ですが、自衛隊の災害派遣については、清水書院と学び舎を除く全ての教科書が写真などを用いて評価的に記述しています。

さらに以下の3社では、平和維持活動などについて積極的に評価した記述がなされています。

教育出版 (公民、69頁)

平和主義を貫き、第二次世界大戦後、一度も戦争を行わなかった日本は、世界から高く評価されています。また、自衛隊も国内外の災害派遣や平和維持活動において、その活動の成果が評価されています。

自由社 (公民、167頁)

(イラク復興人道支援について)派遣された地上部隊は、サマーワで給水、医療支援、学校・道路補修などの活動を成功させ、その高い規律と献身的な活動に、現地の人々から感謝と称賛を浴び、国際的に高い評価をうけた。

(補給支援活動と海賊対処について)この海賊対処は石油の90%を中東にたよるわが国のシーレーンを確保するうえでも重要な活動となっている。これらの活動に対しては、国連をはじめ国際社会から高い評価と称賛を受けている。

帝国書院 (公民、181頁)

日本は、内戦で荒廃したカンボジアの復興を支援するため、1992年から国連の平和維持活動(PKO)に参加し、選挙監視や道路の整備などを行いました。そして2004年からはイラク復興支援のために、自衛隊が日本独自で活動しました。09年からは、ソマリア沖で船舶の安全な航行を確保するために自衛隊が派遣されています。こうした努力によって、日本は、かつて日本が占領した東南アジア諸国などをふくめ、世界各国から信頼されるようになってきました。

沖縄の復帰と基地問題

沖縄の本土復帰に関連して基地問題に関する記述を行っている教科書がありますが、その多くは米軍基地についての記述であり、自衛隊にも関連させて記述している教科書は以下の3社となっています(教育出版(歴史、249頁)も自衛隊に触れていますが、文脈から記述の主体は米軍基地と判断しました)。

清水書院 (歴史、264頁)

しかし、アメリカの軍事基地はほとんどそのまま残り、一部は自衛隊も使用している状態で、軍事基地にともなう問題や不安はこんにちでも解決していない。

日本文教出版 (歴史、265頁)

しかし、沖縄には広大なアメリカ軍の基地が残されたうえ、自衛隊も配備されることになって、住民の不安や不満は残されました。

学び舎 (歴史、276・277頁)

しかし、日米安全保障条約によって、沖縄の米軍基地はそのまま残され、新たに自衛隊が配備されました。

集団的自衛権

平成26年(2014年)に政府が行った集団的自衛権に関する憲法解釈の変更は、前回の教科書採択時には生じていなかった重要な事実であり、清水書院を除く全ての「公民」の教科書が新たに記述しています(清水書院は年表(裏表紙裏)で、「政府、集団的自衛権を限定容認」とのみ記述しています)。

育鵬社

(公民、60頁。加えて57頁で用語解説があります)

憲法前文の前半で「われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならない」と書かれており、日本と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生した場合に、日本が必要最小限度の範囲で実力を行使することは、憲法上許されるのではないかとの指摘があります。(本文)

2014年には、政府は従来の憲法解釈を変更して、限定的に集団的自衛権の行使を容認することを閣議決定しました。(側注)

教育出版

(公民、70頁。「国際社会の厳しい現実と平和主義」と題する特集ページ)

(前略) その一つが、「集団的自衛権」の行使についてです。国連憲章第51条に、各国の「固有の権利」として明記されるこの権利は、「密接な関係にある他国に対して武力攻撃が発生した場合、これを自国への攻撃とみなして、攻撃を受けた国と共同して防衛にあたることのできる」というものです。

この権利について、平和主義を掲げる日本は、「国際法上この権利を保有しているが、行使できない」という考えを、これまでに表明してきました。しかし、国際社会への協調と貢献を積極的に推進していく「積極的平和主義」の考え方をもとに、2014年、集団的自衛権の行使を認める閣議決定が行われました。これに対しては、平和的生存権や憲法第9条の意義を重視する立場などから、批判の声もあがっています。

自由社 (公民、165頁)

さらに2014年にはそれまで個別的自衛権に限られていた憲法解釈を変更し、集団的自衛権の行使容認が閣議決定され、わが国と密接な関係にある他国への武力攻撃を自衛隊が阻止できるように、自衛隊法などの法整備を進めることになりました。

帝国書院 (公民、181頁)

日米両国間の防衛協力のあり方についても、その適用される範囲や、日本の集団的自衛権のあり方などについて、さまざまに議論がなされています。(本文)

自国と密接な関係にある国が武力攻撃を受けた場合に、自国が直接攻撃されていなくても、ともに実力で阻止する権利を集団的自衛権とよびます。日本では、憲法第9条との関係から、集団的自衛権の行使は認められないと考えられてきました。しかし近年、日本を取りまく状況の変化を受けて、2014年に政府は、集団的自衛権を限定的に行使できるという憲法解釈を閣議決定しました。(側注)

東京書籍 (公民、42頁)

同盟関係にある国が攻撃を受けたときに、自国は攻撃を受けていなくても、その国の防衛活動に参加する権利を集団的自衛権といいます。政府は、憲法上、集団的自衛権は行使できないとしてきましたが、2014年に限定的な行使は可能という見解に変更しました。(側注)

日本文教出版 (公民、70頁)

近年、テロリズムとの戦いや日本周辺の軍事情勢の変化の中で、アメリカとの防衛協力が強化されてきています。こうした日本をとりまく安全保障環境の変化に対応するため、2014年に、政府はこれまで許されないとしてきた集団的自衛権の行使を限定的に認める憲法解釈の方針を示した閣議決定を行いました。

◆拉致問題

日本政府は、北朝鮮に対し、すべての拉致被害者の安全確保とすみやかな帰国を要求しています。拉致問題の解決なくして国交正常化はありません。政府は、総理大臣を本部長とする拉致問題対策本部を中心に、一体となって拉致問題の解決に取り組んでいます（内閣官房の拉致問題対策本部のホームページより）。

拉致問題は国家主権及び国民の生命・安全に関わる重大な問題であり、全ての「歴史」「公民」の教科書が記述しています（日朝首脳会談あるいは日朝平壤宣言に係る記述のみの場合は、拉致問題に関する記述とはみなしていません）。

なお、本文ないしは側注に拉致問題に関する記述があっても、索引に拉致問題が載っていない教科書があります。拉致は極めて重大な問題ですので、子供たちが参照しやすいように改善することが求められるのではないのでしょうか。

	歴 史	公 民
育鵬社	273頁、年表（巻末）	口絵、79頁、182・183頁（特集）
教育出版	256頁、年表（巻末）	189頁、191頁
清水書院	265頁	96頁
自由社	272・273頁、年表（巻末）	161頁、162・163頁（特集）
帝国書院	259頁、年表（巻末）	167頁
東京書籍	260頁	195頁
日本文教出版	270頁	187頁
学び舎	年表（巻末）	（発行せず）

育鵬社は「北朝鮮による日本人拉致事件」（公民、182・183頁）、自由社は「日本人拉致問題」（公民、162・163頁）という特集ページをそれぞれ設けて、拉致問題の経緯などを詳しく記述しています。

学び舎は年表（巻末、313頁）で、「北朝鮮から拉致事件被害者の一部が帰国する」とのみ記述しています（本文では側注（280頁）で、「日朝平壤宣言を発表する」と記述しているのみですので、拉致問題に係る記述とはみなしませんでした）。

◆外国人参政権

わが国は参政権を外国人には保障していません。これは、参政権が「国民固有の権利」であることに基きます。教科書では外国人参政権について（多くは在日韓国・朝鮮人の問題として）、「差別」あるいは「権利の平等」に関して記述していますが、以下の通り、前回と比べて修正が行われた教科書もあります。

教育出版（引用部分の下線は記述の比較のために党で引いたものです。以下同）

（前回）
現在、日本に住む外国人には、選挙権や被選挙権、公務員になることなどに制限があります。こうした制限については、一部で見直そうという動きもみられ、議論が続いています。

（今回）（公民、49頁）
現在、日本に住む外国人には、日本国籍がない場合、選挙権や被選挙権、公務員になることなどに制限があります。

帝国書院

（前回）
在日韓国・朝鮮人に対しては（中略）日本国籍がないため、日本に永住し、納税の義務をはたしても参政権はありません。職種によっては公務員になれず、社会保障も十分に受けられません。

（今回）（公民、46頁）
在日韓国・朝鮮人は、日本国籍がないため、日本に永住していても国政への参政権はなく、職種によっては公務員になれません。

東京書籍

（前回）
日本国籍を持たないため、選挙権や公務員になることなども制限されています。

（今回）（公民、47頁）
「在日韓国・朝鮮人への差別の撤廃」に関して、上記の選挙権や公務就任権の制限に関する記述はなくなった。

日本文教出版

（前回）
公務員への門戸は広がりつつあるものの、選挙権はなお制限されています。

（今回）（公民、53頁）
日本国籍をもたないため選挙権は制限されていますが、公務員への門戸は職務の種類によっては広がりつつあります。

育鵬社、清水書院、自由社は、ほぼ前回通りの記述であり、育鵬社と自由社は参政権が「国民固有の権利」であることを説明したうえで、外国人に地方参政権を与えることについての議論が続いていることを記述しています。

清水書院は、「日本でともに生活しながら、日本国籍をもたない彼らには、参政権や公務員になる権利などにも制約が残っている。」（公民、43頁）と記述しています。

◆地名・国名・人名の「現地語読み」

前回から、中国・朝鮮半島の地名・国名・人名を現地語読みに近いカタカナで表記する歴史教科書が現れました。今回では下記の通り定着していますが、前回の現地語読みの優先から、今回は日本語読みの優先に変更した教科書があります。自由社は、日本語読みのみになっています。

なお、現地語読みを優先する教科書の場合、例えば「袁世凱」を索引で探す際には、「え」ではなく「ゆ(ユ)」の項で探す事になります。

日本語読みを優先	現地語読みを優先
日本語読み(ひらがな) 名 称 現地語読み(カタカナ) えんせいがい (例) 袁世凱 ユワンシーカイ	現地語読み(カタカナ) 名 称 日本語読み(ひらがな) ユワンシーカイ (例) 袁世凱 えんせいがい
育鵬社、教育出版、清水書院(近代以前)、 帝国書院、東京書籍	清水書院(近代)、日本文教出版、 学び舎

清水書院と帝国書院は、下記の通り、読みに関する決まりを明記しています。

清水書院 (歴史、4頁(人名での決まりですが、地名・国名も人名に準じています))

中国・朝鮮の人名の読み方は、近代以前については、日本語の慣用読みにしてがいました。近代以降については、原則として現地読みと日本語の慣用読みとをならべて記しました。

帝国書院 (歴史、もくじⅢ頁)

・中国と朝鮮半島の地名のうち、現在でも使われている地名は中学校の地図帳に合わせ現地語読みを優先しています。現在使われていない地名は、日本語読みにしています。

・中国・朝鮮半島の国名・人名については日本語読みを優先しています。

◆「関東大震災における中国・朝鮮人や社会主義者の殺害」「南京事件」「いわゆる『従軍慰安婦』」

平成26年1月に改正された教科書検定基準では、「未確定な時事的事象について特定の事柄を強調しすぎないこと」や「近現代史で通説的な見解がない数字などの事項はそのことを明示し、児童生徒が誤解しないようにすること」が定められました。

わが党が自虐史観や通説的な見解がない数字などの観点から問題点を指摘していた「関東大震災における中国・朝鮮人や社会主義者の殺害」「南京事件」「いわゆる『従軍慰安婦』」について、今回の教科書の記述を検証します。

関東大震災における中国・朝鮮人や社会主義者の殺害

「関東大震災における中国・朝鮮人や社会主義者の殺害」については、自由社を除く全ての「歴史」の教科書が記述していますが、清水書院と学び舎以外は、「多くの朝鮮人、中国人や社会主義者などが殺されました」などの記述に留め、犠牲者の数は記述していません。人数を記している2社の記述は、以下の通りです。

清水書院 (歴史、221頁、側注)

このとき、自警団によって殺害された朝鮮人について当時の司法省は230名あまりと発表した。軍隊や警察によって殺害されたものや司法省の報告に記載のない地域の虐殺を含めるとその数は数千人になるともいわれるが、人数については通説はない。また、朝鮮人以外に中国人や日本人社会主義者らに対する迫害、虐殺事件もおこった。

学び舎 (歴史、217頁、側注)

約230人(当時の政府調査)や、約2610人(吉野作造調査)、約6650人(日本にいた朝鮮人たちによる調査)などがある、虐殺された人数はさだまっていない。

なお、学び舎は「関東大震災—いわれなく殺された人びと」(歴史、217頁)という項目を設けて、朝鮮人の証言や国立歴史民俗博物館蔵の『朝鮮人虐殺の図』などを用いて、経緯などを詳しく記述しています。

南京事件

「南京事件」については、自由社を除く全ての歴史教科書が記述していますが、犠牲者の数については「調査や研究が続いている」や「さまざまな見解がある」、「いまだに確定していない」などの記述となっており、人数を記した教科書はありません。

なお、清水書院は、「南京事件」の名称は使用せず、「南京大虐殺とよばれる事件」(歴史、232頁)と、東京書籍は、「この事件は、『南京大虐殺』とも呼ばれます。」(歴史、220頁)と記述しています(いずれも側注)。

また、学び舎は、中国人の証言や捕虜についての国際法の説明(いずれも側注)を用いて、

経緯などを詳しく記述しています。学び舎は新規参入ですので、参考のため本文中の南京事件に係る記述を以下に引用します。

学び舎 (歴史、235頁)

日本軍は12月、南京を占領しました。このとき、国際法に反して大量の捕虜を殺害し、老人・女性・子どもをふくむ多数の市民を暴行・殺害しました(南京事件)。日本では、南京占領を祝う行事が盛大に行われました。(当時、「南京事件」が日本国民に知られていなかったことは記述されていません。帝国書院(歴史、220頁)と日本文教出版(歴史、228頁)は側注で記述しています。)

なお、学び舎は「南京事件」に関連して、いわゆる「三光作戦」について、教科書会社のなかで唯一、記述しています(歴史、235頁、側注)。

いわゆる『従軍慰安婦』

いわゆる「従軍慰安婦」については、前回は全ての教科書で記述されていませんでしたが、今回は学び舎が記述しています。学び舎は河野談話の要約を掲載し、あわせて、「現在、日本政府は『慰安婦』問題について『軍や官憲によるいわゆる強制連行を直接示すような資料は発見されていない』との見解を表明している。」と記述しています(いずれも側注)。学び舎は新規参入ですので、参考のためいわゆる「従軍慰安婦」に係る記述を以下に引用します。

学び舎 (歴史、281頁、側注)

1991年の韓国の金学順の証言をきっかけとして、日本政府は、戦時下の女性への暴力と人権侵害についての調査を行った。そして、1993年にお詫びと反省の気持ちをしめす政府見解を発表した。このように、東アジアでも戦時下の人権侵害を問い直す動きがすすんだ。アメリカ、オランダなど各国の議会もこの問題を取り上げた。

中学校用教科書の内容を検証する(第2部)

衆議院・参議院の憲法審査会で憲法改正項目の検討が始まり、集団的自衛権に関する憲法解釈が変更され、平和安全法制に関する国会での審議が行われるなど、安倍政権では今後のわが国の方向性を定めるための重要な議論が行われています。そこで第2部では、わが国の根幹にかかわる項目での教科書の記述を比較・検証します。

「邪馬台国」「卑弥呼」の表記(意図せざる自虐史観)

歴史教科書には、「意図せざる自虐史観」とでもいうべき事例が存在します。それは古代史における中華思想(華夷秩序)の影響から来るものであり、その代表例が「邪馬台国」「卑弥呼」の表記です。「邪馬台国」「卑弥呼」は歴史教科書の冒頭部分で記述され、最初に必ず学ぶわが国の古代国家ですが、その表記が子供たちに与えるイメージは「邪mana国」や「卑しい女王」というものであり、わが国の歴史の始まりについて暗いイメージを与えます。しかし、当時のわが国の人々が、自らの国や王の名称について蔑むような意味を与えていたとは考えられません。

なぜ「邪馬台国」「卑弥呼」がそのような表記になっているかについては、以下の通り、自由社が詳しく記述しています。

自由社 (歴史、41頁)

中国には、自国が唯一の文明国で、周辺諸国を蛮夷(野蛮人)とする中華思想があった。邪馬台国や卑弥呼といった卑しい漢字で表記していたこともそれをあらわしている。(本文)

「邪馬台」「卑弥呼」は当時の日本人の発音を中国人が漢字にあてたものである。ただし、「台」は当時は「ト」に近い発音だったので、国名は「ヤマト」だった可能性もある(側注。なお、東京書籍(歴史、35頁)も「邪馬台国」の読みとして「やまたい」と「やまと」を併記しています)。

即ち、「邪」「卑」の漢字に意味はありません。「邪馬台国」は当時の発音で「ヤマタイ」あるいは「ヤマト」であり、「卑弥呼」は「ヒミコ」あるいは「ヒメミコ」などです(諸説あります)。いずれにしろ、「邪mana国」や「卑しい女王」という意味は全くありません。むしろ当時の日本は盗みがなく、争いの少ない社会であったことを中国の歴史書『魏志倭人伝』も記述しています(この事実は自由社(歴史、41頁)のみが記述しています。他の全ての教科書も『魏志倭人伝』の記述を紹介していますが、卑弥呼がまじないで国を治めたなどの内容が中心です)。

「邪馬台国」「卑弥呼」の表記については、いわば「日本」という国号について教科書に蔑称で記述されているようなものです。これは「意図せざる自虐史観」のようなものですが、1800年も前の中華思想(華夷秩序)による表記に、現在のわが国がそのまま従う理由もありません。確かに古代の中国は世界で最先端の文明国であり、わが国は文明的には大きく

遅れていましたが、そのことは歴史的事実として教えたうえで、「ヤマタイ(ヤマト)国」「ヒミコ」の本来の意味(諸説あります)や社会について考える事などが、子供たちがわが国の歴史に誇りを持つうえで必要なのではないのでしょうか。

国号『日本』の成り立ちや意味

「日本」という国号ができる前には、わが国が古代中国などから「倭」、「倭国」などと呼ばれていたことは、全ての歴史教科書に記述してあります。この「倭」という漢字は「人に従う」、「背が低い、曲がっている」などの決して好ましくない意味(諸説あります)です。「倭」という漢字は、古代中国が、「邪馬台国」や「卑弥呼」と同様に中華思想(華夷秩序)に関連して名付けたもので、当時のわが国の人々が「ワ」と自分たちの国を呼んでいたとしても、漢字の「倭」には全く意味はありません。

国づくりが進んだ7世紀の末から遅くとも8世紀の始め頃に、わが国は、より自国にふさわしい国号として「日本」を用いるようになりました。「日本」という国号を定めた事については、全ての歴史教科書が記述していますが、多くが国号を定めた事実を記述するに留まるなか、自由社と学び舎は以下の通り、国号の意味などについても記述しています。

自由社(歴史、60頁)

私たちの国の名前は、「日本」(ニッポン、または、ニホン)です。では、「日本」とはどんな意味をもつ言葉なのでしょう。か。「日本」は「日」と「本」という2つの言葉(文字)から成り立っています。

「日」とは太陽のこと。太陽は、地球上のあらゆるものに光と熱を与え、命をはぐくみます。古代の日本人は、太陽の恵みを自覚していました。そして、人間の知恵や力をはるかにこえた、偉大な自然の「気」を感じ取っていたのです。

「本」は「……の元」ということ。ですから、「日本」という国名は、607年の遣隋使の国書に「日出づ処」と書かれていたように、「昇る太陽の出てくるところの国」という意味になります。

これは、自分たちの国にゆるぎない自信をもち、その歴史にも誇りをもった古代のご先祖様が、わが国にもっともふさわしい国名として選んだものといえます。

学び舎(歴史、41頁、側注)

中国では、日本列島の人びとを倭人とよび、大和政権も自国を倭国と称してきた。しかし、701年の唐への使者(遣唐使)は自国を日本とよび、唐も文書で、「倭国」にかえて「日本」と書くようになった。倭国は中国から見て東方にあり、東をあらわす言葉は「日出づるところ」であることから、「日本」とされた。

国号「日本」の読み方については公式に定められたものがなく、「ニッポン」と「ニホン」のどちらも正しいとされます(昭和9年(1934年)に文部省臨時国語調査会が国号の統一案として「ニッポン」とすることを決議しましたが、政府では採択されませんでした)。

このため、国の最高法規である「大日本帝国憲法」と「日本国憲法」の振り仮名についても、教科書により下記の通り揺らぎがあり、同じ社でも「歴史」では振り仮名があるが「公民」ではないという例や、「歴史」と「公民」で振り仮名が異なる例まであります(ホームページに「日本」の読み方についての説明を掲載している教科書会社もあります)。

大日本帝国憲法	
だいに <u>にっぽん</u> ていこくけんぽう	育鵬社(歴史)、清水書院(歴史、公民)、自由社(歴史)、東京書籍(歴史)、日本文教出版(歴史、公民)、学び舎(歴史)
だいに <u>にほん</u> ていこくけんぽう	育鵬社(公民)
だいに <u>にっぽん</u> ていこくけんぽう、だいに <u>にほん</u> ていこくけんぽうを併記(にっぽんが上、にほんが下)	教育出版(歴史)
振り仮名なし	教育出版(公民)、自由社(公民)、帝国書院(歴史、公民)、東京書籍(公民)

日本国憲法	
<u>にっぽん</u> こくけんぽう	自由社(歴史)、東京書籍(歴史)、日本文教出版(歴史)
<u>にほん</u> こくけんぽう	育鵬社(歴史)、清水書院(歴史、公民)、日本文教出版(公民)、学び舎(歴史)
<u>にほん</u> こくけんぽう、 <u>にっぽん</u> こくけんぽうを併記(にほんが上、にっぽんが下)	教育出版(歴史)
振り仮名なし	育鵬社(公民)、教育出版(公民)、自由社(公民)、帝国書院(歴史、公民)、東京書籍(公民)

なお、自由社は「『日本』という国名のおこり」という特集ページ(歴史、60・61頁)を設けて、上述した「国名の意味や歴史」、「『倭』という漢字は中華思想(華夷秩序)のもとで与えられたものであること」、「『ニッポン』、『ニホン』の二通りの読みがあること」、「英語の『ジャパン』の起源も『日本』であること」などを詳しく記述しています。

日本国憲法制定の経緯

日本国憲法については、「国民主権」「基本的人権の尊重」「平和主義」という憲法の三大原則や各条文の内容について、全ての教科書が「公民」で詳しく解説しています。また、日本国憲法が立憲主義と民主主義をさらに進めていることなども、全ての教科書が記述しています。

「日本国憲法制定の経緯」については、憲法改正がGHQの要求であり、GHQが草案を作成したことは、全ての「歴史」「公民」の教科書が記述していますが、その経緯をどう評価するかについては各教科書でやや異なりがあり、同じ社でも「歴史」と「公民」では内容やニュアンスが異なる例もあります。

育鵬社 (歴史、255頁。公民、49頁)

GHQは、日本に対し憲法の改正を要求しました。日本側は、大日本帝国憲法は近代立憲主義に基づいたものであり、部分的な修正で十分と考えました。しかし、GHQは日本側の改正案を拒否し、自ら全面的な改正案を作成して、これを受け入れるよう日本側に強く迫りました。

天皇の地位に影響がおよぶことをおそれた政府は、これを受け入れ、日本語に翻訳された改正案を、政府提案として帝国議会で審議しました。議会審議では、細かな点までGHQとの協議が必要であり、議員はGHQの意向に反対の声をあげることができず、ほとんど無修正のまま採択されました。(歴史、255頁)

連合国軍最高司令官マッカーサーは、憲法の改正を日本政府に求め、政府は大日本帝国憲法をもとに改正案を作成しました。しかし、連合国軍総司令部(GHQ)はこれを拒否し、自ら1週間で憲法草案を作成したのち、日本政府に受け入れるようきびしく迫りました。

日本政府は英語で書かれたこの憲法草案を翻訳・修正し、改正案として1946(昭和21)年6月に帝国議会に提出しました。改正案は一部の修正を経たのち、11月3日に日本国憲法として公布され、翌年5月3日から施行されました。(公民、49頁)

教育出版 (歴史、238頁。公民、38頁)

民主化を進めるうえで、非軍事化と並ぶ重要な柱は、憲法の改正でした。連合国軍総司令部は、日本政府に対し、憲法の改正を指示しましたが、政府の改正案は大日本帝国憲法の一部を修正しただけでした。そこで連合国軍総司令部は、民間の憲法研究会案などを参考にした草案をつくって政府に示し、政府はこれをもとに新たな改正案を作成しました。この案は、議会での審議と修正を経て、1946(昭和21)年11月3日、日本国憲法として公布され、1947年5月3日から施行されました。(歴史、238頁)

日本は、1945年にポツダム宣言を受け入れ、第二次世界大戦は終わりました。ポツダム宣言には、基本的人権を尊重すること、民主政治を強化すること、軍国主義を取り除くことなど、これからの日本がとるべき政治の方針が示されていました。そのため、大日本帝国憲法を、ポツダム宣言に基づいて全面的に改める必要がありました。各政党や民間の憲法草案も発表されるなか、政府は、国民の自由と権利の保障や、議会の権限の拡大などの内容を盛り込んだ改正案を作りました。しかし、天皇の統治権が変わらないなど、その内容が十分ではなかったため、連合国軍総司令部は満足せず、独自の案を作って日本政府に示しました。

政府は、示された案に基づいて改めて憲法改正案を作り、国会に発表しました。

改正案は、戦後開かれた議会で審議され、修正を経て可決されました。(公民、38頁)

清水書院 (歴史、250頁。公民、30頁)

1945(昭和20)年10月、総司令部は、日本の民主化を進めるために、大日本帝国憲法の改正を政府に指示した。しかし日本政府の作成した案は、統治権を天皇におくなど、これまでの憲法とほとんど変わるところがなかった。そこで総司令部は独自の改正案をつくり、政府に示した。おなじころ、政党や学者などもそれぞれ草案をつくり、発表した。

政府は総司令部の改正案をもとに政府案をつくり、女性も参加した戦後初の選挙で成立した国会がこれを審議し、可決した。こうして、大日本帝国憲法を改正する手続きをとりながら、民主的な日本国憲法がつくられ、1946年11月3日に公布され、翌年5月3日から施行された。(歴史、250頁)

第二次世界大戦に敗北した日本は、連合国軍総司令部(GHQ)から、民主主義を基本とする憲法案を提示された。これにもとづく改正案が、新たに20歳以上の男女による普通選挙で選ばれた議員らによる議会で審議・議決されて、明治憲法の改正というかたちで日本国憲法が制定された。(公民、30頁)

自由社 (歴史、253頁。公民、50・51頁)

GHQは、日本の国家体制をつくりかえるため大日本帝国憲法の改正を求めた。日本側は、大正期に「憲政の常道」の慣行があり、明治憲法に多少の修正をほどこすだけで求められる民主化は可能だと考えていた。しかし、GHQは1946(昭和21)年2月、約1週間でみずから作成した英文の憲法草案を日本政府に示して、憲法の根本的な改正を強く迫った。

日本政府は、交戦権の否認などをふくむ草案に衝撃を受けたが、拒否した場合、天皇の地位が存続できなくなることを恐れた。そこで政府はやむを得ずこれを受け入れ、帝国議会の審議を経て、11月3日、日本国憲法が公布された。(歴史、253頁)

1945(昭和20)年8月、わが国は、ポツダム宣言を受け入れて連合国に降伏しました。ポツダム宣言は、わが国に民主主義化と自由主義化を求めています。日本を占領した連合国軍総司令部(GHQ)の最高司令官マッカーサーは、11月、日本政府に対して、民主主義化、自由主義化のために必要だとして憲法改正を指示しました。これを受けて日本政府は大日本帝国憲法の改正案を作成しましたが、マッカーサーは、この改正案は天皇の統治権総攬を規定していることなどで、改正は不十分であるとして拒否しました。GHQの民政局で新憲法案がひそかに英文で作成され、1946年2月13日、日本政府に提示されました。日本政府としては受諾する以外に選択の余地のないものでした。

英文の新憲法案を基礎に日本政府は政府案を作成し、3月6日に発表し、4月10日、衆議院議員の選挙を行いました。1月にGHQは戦争の遂行に協力した者を公職から追放するという公職追放を発令していました。そのため、この選挙のときは現職の82%の議員は追放されていて、立候補できませんでした。さらに5月から7月にかけて、議会審議中にも貴族院議員を含め多くの議員が公職追放されてしまいました。

また、当時は、GHQによって、軍国主義の復活を防ぐという目的から、信書(手紙)の検閲や新聞・雑誌の事前検閲が厳しく行われました。GHQへの批判記事は掲載がいっさい認められず、特にGHQが新憲法の原案をつくったということに関する記事は掲載しないよう、

厳しくとりしまられました。従って、憲法審議中、国民は新憲法の原案がGHQから出たものであることを知りませんでした。

このような状況のなかで憲法改正の政府案は6月から10月にかけて帝国議会で審議されました。帝国議会では、主として衆議院の憲法改正特別委員会小委員会の審議を通じて、いくつかの重要な修正が行われました。しかし、小委員会の審議は、一般議員の傍聴も新聞記者の入場も認められない密室の審議でした。この小委員会の速記録は、1995年（平成7年）に初めて公表されました。

こうして可決された日本国憲法は、11月3日に公布され、翌1947年5月3日より施行されました。（公民、50・51頁）

帝国書院（歴史、240・241頁。公民、37頁）

日本の民主化のなかで、最も大きな課題は大日本帝国憲法の改正でした。GHQの指示で、日本政府は新しい憲法の制定に着手しました。政府原案ができましたが、その案では民主化が徹底されていないと判断したGHQは、日本の民間団体などの憲法草案も参考にしながら、みずから草案をつくらせて日本政府に示し、修正をうながしました。新しい政府案は、議会の審議を経て、1946年11月3日に日本国憲法として公布され、1947年5月3日から施行されました。（歴史、240・241頁）

1945（昭和20）年に、日本がポツダム宣言を受け入れ、連合国軍に降伏したのは、平和かつ民主的な社会をつくるために、大日本帝国憲法を改正することが求められました。憲法の改正案は、連合国軍総司令部（GHQ）の案が基礎となりました。そして、総選挙で選ばれた衆議院議員もふくむ帝国議会で約3か月にわたり審議され、一部修正のうえ日本国憲法として制定されました。（公民、37頁）

東京書籍（歴史、244・245頁。公民、39頁）

民主化の中心は、憲法の改正でした。日本政府は初めにGHQの指示を受けて改正案を作成しましたが、大日本帝国憲法を手直したものにすぎませんでした。そこで、徹底した民主化を目指すGHQは、日本の民間団体の案も参考にしながら、自ら草案をまとめました。日本政府は、GHQの草案を受け入れ、それを基に改正案を作成しました。そして、帝国議会の審議を経て、1946（昭和21）年11月3日に日本国憲法が公布され、翌年の5月3日から施行されました。（歴史、244・245頁）

1945（昭和20）年8月、日本はポツダム宣言を受け入れて降伏し、第二次世界大戦は終わりました。そして、日本は軍国主義を捨て、平和で民主的な政府を作ることになりました。政府が初めに作った憲法改正案は天皇主権を維持していたため、連合国軍最高司令官総司令部（GHQ）は民主化が不十分であるとして自ら草案を作成し、政府はそれを基に改正案を作り直しました。改正案は、帝国議会で審議され、一部修正のうえ可決されました。（公民、39頁）

日本文教出版（歴史、250頁。公民、38・39頁）

総司令部は、日本の民主化の基本として、日本政府に大日本帝国憲法の改正を命じ、政府は総司令部が作成した草案をもとに、改正案をまとめあげました。

1946（昭和21）年1月、これまで神とされてきた天皇の「人間宣言」が出されました。

4月には、戦後初の衆議院議員総選挙が行われました。こうしたなかで開かれた国会に、政府は憲法改正案を提出し、改正案は4か月にわたる審議をへて可決されました。（歴史、250頁）

1945年8月、日本はポツダム宣言を受け入れて連合国に降伏しました。ポツダム宣言には、軍国主義を取り除くこと、民主主義を強化すること、基本的人権を尊重することなど、日本がとるべき政治の方針が示されていました。そのため、大日本帝国憲法を根本的に改めることが求められていました。

政府は、連合国軍総司令部（GHQ）が示した草案に基づいて憲法改正草案をつくりました。この憲法改正案は、戦後初めて行われた男女普通選挙ののち、議会で審議され、一部修正のうえ可決されました。そして、1946年11月3日に日本国憲法として公布され、1947年5月3日から施行されました。このように、日本国憲法は、大日本帝国憲法を改正する手続により成立しましたが、天皇主権を否定し、国民主権を基礎とする、まったく新しい憲法です。（公民、38・39頁）

学び舎（歴史、260・261頁）

1945年、連合国軍総司令部（GHQ）は、日本政府に憲法の改正を指示しました。しかし、政府がまとめた改正案は、天皇が統治権をもつなど、大日本帝国憲法とほとんど変わらないものでした。

そこで、GHQは、憲法研究会の憲法案などを参考にしてGHQ草案をつくり、政府に示します。この憲法研究会とは、新しい憲法をつくろうと集まった、学者やジャーナリストのグループです。憲法学者の鈴木安蔵が中心となり、自由民権運動のなかでつくられた憲法案や、世界の憲法をとり入れて、国民主権を基本とする憲法案をつくり、発表していました。

政府は、GHQ草案をもとにして、新たに憲法改正案を作成します。戦後初の選挙で選ばれた衆議院議員がこれを審議しました。このなかで、国民主権が明記され、生存権が定められるなど、重要な修正が加えられました。

提案された憲法改正案では、義務教育は小学校までとしていました。教師たちは、貧しさのため進学できない子どもがたくさんいることを取り上げ、中学校までを義務教育とするように求めました。各地で集会を開き、署名を集めて運動し、帝国議会はこれを受け入れました。

日本国憲法は、帝国議会の可決を経て、1946年11月3日に公布され、翌年5月3日から施行されました。

なお、自由社は「日本国憲法の成立」という特集ページ（公民、50・51頁）を設けて、憲法の成立過程などを詳しく記述しています（本文の主要部分については、上の部分で引用してあります）。また、学び舎も「もう戦争はしない—日本国憲法—」という特集ページ（歴史、260・261頁）を設けて、文部省作成の『あたらしい憲法のはなし』の内容や日本国憲法の写しが密航船で沖縄に運ばれたことなどを記述しています。

また、GHQが日本政府に対して大日本帝国憲法の改正を指示した時期については、10月（清水書院、歴史、250頁）と11月（自由社、公民、50頁）とするものが、国会での憲法改正案の審議期間についても、約3か月（帝国書院、公民、37頁）と4か月（日本文教出版、歴史、250頁）とするものがあり、教科書により揺らぎがあります。

憲法改正

衆議院・参議院の憲法審査会で憲法改正項目の検討が開始されるなど、安倍政権で憲法改正の議論が本格化しています。憲法改正の手続について、衆議院・参議院の総議員の3分の2以上の賛成で国会が発議したのち、国民投票で過半数の賛成が必要な事は、全ての「公民」の教科書で解説されています。憲法改正については、2ページほどを費やして詳しく記述してある教科書が多く、各教科書の憲法改正の論議などに関する記述は、以下の通りです。

育鵬社 (公民、60・61頁)

憲法は国の根本的なあり方を示すだけでなく、現実に関国の進路を左右する大きな力をもっています。そのため、実際の政治を行うにあたり、めまぐるしく変化する国内や国外の情勢に対応していくためにどのように憲法を解釈すべきか、という問題がしばしば起こります。

例えば、憲法は前文と第9条で、国際紛争を解決する手段としての武力の行使の放棄を定めており、これまで政府は、集団的自衛権の行使はできないと解釈していました。しかし、憲法前文の後半で「われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならない」と書かれており、日本と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生した場合に、日本が必要最小限度の範囲で実力を行使することは、憲法上許されるのではないかとの指摘があります。

また、社会の進展によって制定時に想定していなかった環境権などの権利を憲法に加えようという意見があります。(60頁)

憲法を絶対不変のものと考えてしまうと、時代とともに変化する現実問題への有効な対応をさまたげることにもなりかねません。しかし、あまり安易にかつ頻繁に改正されれば憲法への信頼感がそこなわれてしまいます。

国際社会の現実や時代の変化、国家、社会の要請などに応じなくてはならない部分と、その時その時の世論をこえてしっかり守っていかなくてはならない部分を、主権者である国民が区別していく必要があります。(61頁)

教育出版 (公民、240頁、用語解説)

自民党は、1955年の結党以来、憲法改正を主張してきた。2012年の自民党憲法改正草案では、天皇の元首化、国防軍の保持、「公益および公の秩序」による基本的人権の制限、憲法改正発議要件を総議員の過半数とするなどを明記した。これに対し、憲法改正への反対運動も行われている。

清水書院 (公民、33頁)

近年、日本において、憲法改正が政治の争点となっている。私たちは、この問題を立憲主義の観点から考えることもできる。

立憲主義の考え方に立てば、基本的人権を「侵すことのできない永久の権利」として定めた憲法第11条に目を向けよう。さらに、憲法が最高法規であることを定めた第97条を読んでみよう。そこには、基本的人権は、「人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果」とであると

述べてある。「過去幾多の試練に堪へ」てきた人間の権利や自由を守ることは、私たち将来の世代にも信託されている。

「法の支配」を受け継いでいる立憲主義は、権力の行使に対して権利や自由を守り、拡大させるという考え方である。多くの国ぐにで憲法が改正されてきているが、その改正は、立憲主義の原理にしたがっておこなわれてきた。

自由社 (公民、54・55頁)

改正に関する一番の論点は戦争放棄に関する第9条です。日本は独立国家ですから、国際法上自衛戦力を保持する権利をもっています。それゆえ、第9条を改正して自衛戦力をもてるようにすべきだとする意見があります。一方、戦力を放棄することによって戦争をなくしていこうとする第9条の理念を守るべきだとする意見があり、対立しています。

憲法改正の論点としては、さらに二院制問題があります。参議院は衆議院と同じようなものになっているから、参議院を廃止して衆議院だけの一院制にしたほうがよいとする意見があります。しかし、二院制は慎重な審議のためには維持したほうがよいから、参議院の権限や議員の任期や選ばれ方などを改正しようとする意見もあります。

また、首相を国民の選挙で選ぶ首相公選制をつくろうという意見もあれば、国際慣例どおり、憲法に元首を規定すべきであるという意見もあります。

一般に、独立国の憲法前文は、自国の歴史・伝統・文化に基づき憲法の諸原理を基礎づけています。日本国憲法にはそれがないので、改正する場合には、前文で、日本の歴史・伝統・文化にふれるべきとする議論もあります。

そのほか、プライバシーの権利、知る権利、環境権などの新しい権利を憲法に規定しようという議論もあります。

帝国書院 (公民、39頁)

日本国憲法の「改正」とは、一部の改正を予定しており、三大原則のような憲法の根本を大きく変える改正は、第96条によってもできないといわれています。

東京書籍 (公民、41頁)

憲法改正において国民投票が採られているのは、憲法が国の政治権力を制限し、国民の人権を保障するという重要な法であるため、国民主権の原理をより強く反映させるべきだと考えられているからです。

日本文教出版 (公民、40・41頁、本文、41頁、側注)

憲法改正の手続きは、法律の改正よりも厳格に定められています。基本的人権など、民主政治においてたいせつにすべき原則にかかわる国の最高法規の改正には、慎重な判断が必要だからです。(40・41頁、本文)

日本国憲法の基本原則を根本的に変更することは、憲法の改正ではなく、新しい憲法をつくることになる了一般に考えられています。(41頁、側注)

◆終わりに

このパンフレットは各教科書から課題点を抽出して比較・対照したのですが、教科書採択にあたっては、現場で実際に教科書を確認することが最上の方法です。

例えば、選挙権年齢を「20歳以上」から「18歳以上」に引き下げる
改正公職選挙法が6月17日の参院本会議で全会一致で可決、成立しました。
検定済みの教科書についても、更新を行う事が必要な事実などが生じた際に
訂正を行う事ができます

(前回の教科書採択の際は、東日本大震災を受けて各教科書会社が訂正申請を行いました)。

今回の選挙権年齢の引き下げは70年ぶりの重要な変更です。

直接の対象となるのは高校ですが、

中学についても教科書会社が訂正申請を行うことが予想されます

(例えば憲法改正国民投票法に関連して「この法律は、あわせて選挙権を得る年齢などを満20歳から満18歳に引き下げること検討するよう求めています、

反対する意見もあります。」(東京書籍、公民、40頁)、

「これに合わせ、現在は20歳以上とされている選挙権をもつ年齢や成人年齢を、

18歳に引き下げることが議論されています。」(帝国書院、公民、39頁)のような記述は

訂正申請が行われると考えられます)。

その際は、「主権者教育」などについて、

どのような記述が追加されたかなどについて、

現場できちんと確認することが必要です。

また、記述内容だけではなく、構成などが子供たちにとって理解しやすく、

教師にとって教えやすいものになっているかなどについて確認することも重要です。

総合的な視点に立って、「質の高い教科書」が採択されるよう、

皆様の取り組みをお願いいたします。

